特別養護老人ホーム
さんらく苑 短期入所生活介護重要事項説明書【令和 8 年 10 月 1 日現在】

1．目的・運営方針

介護施設の運営者と入所者及びその依頼者の三者が協同し、心身共に安らかで楽しい生活が送れるホーム創りを目指します

この運営理念に基づき、 地域社会において加齢や疾病の後遺症等により、 日常生活での自立が困難な方に、
その年齢及び心身の状況に応じた適切な介護サービスを提供します。そのために、施設運営者は日々介護技術の
研鑽・向上に努め、特に入所者の人格尊重を常に心掛け、日常生活の自立を援助します。又、入所者相互及び
家族の方々とのコミュニケーションに配慮し「明るい生活の場」として地域社会に開かれた施設創りを目指します。

2．経営法人概要

法人名称	社会福祉法人正武福祉会	代表者	理事長　西村　敏	設立年月日	平成 12 年 2 月 9 日
TEL/FAX	06-6606-3100 / 06-6606-5858	住所	〒558-0011　大阪市住吉区苅田 5 丁目 16 番 10 号		

3．施設の概要　※ 介護老人福祉施設（80 名）を含みます

（1）提供サービスの種類

施設名	特別養護老人ホームさんらく苑	管理者	施設長 西村 敏	事業者番号	大阪市 2772000705 号
提供サービス	短期入所生活介護（10 名）	所在地	〒558-0011　大阪市住吉区苅田 5 丁目 16 番 10 号		

（2）建物と設備の概要 《建物の構造》鉄筋コンクリート地上 1 階～5 階　《延べ床面積》約 3, 400 平方メートル

1 階	事務所・浴室（一般浴・機械浴）・医務室・面談室・機能回復訓練室・厨房 等
2～4 階	《居室の種類と数》 （個室） 24 室 ・（4 人部屋） 14 室 ・（2 人部屋） 5 室
	各フロアに食堂とケアステーション
5 階	洗濯室・屋上庭園

（3）職員の配置状況

職種	常勤	非常勤	うち兼務	職務内容
管理者	1 名	－	－	業務の統括
医師	－	1 名	－	診療・保健衛生の管理指導
介護支援専門員	2 名	－	2 名	ケアプランの作成
生活相談員	2 名	－	2 名	生活相談
介護職員	27 名以上		－	介護業務
看護職員	4 名	－	1 名	看護業務・保健衛生
管理栄養士	1 名	－	－	給食管理・栄養指導
機能訓練指導員	1 名	－	1 名	機能回復と機能維持の訓練・指導

（4）介護職員と看護職員の勤務時間

《介護職員》

勤務名称	配置人数	始業時刻	終業時刻
早出	4 名	7:30	16:30
日勤	3 名～	10:00	19:00
遅出	3 名	11:00	19:45
夜勤・明け	4 名	16:45	翌 10:20

《看護職員》

勤務名称	配置人数	始業時刻	終業時刻
早出	2～4 名	9:00	18:00
日勤		10:00	19:00

※ 看護職員は月～土曜日の勤務となります。

4．サービスの概要

（1）居室の提供　個室と多床室（2 人部屋・4 人部屋）があります。心身の状態の変化や感染症の発生等の理由により、提供する居室を変更する場合があります。

（2）食事の提供　管理栄養士の立てる栄養ケア計画により提供します。
《開始時刻》（朝食）7:45～（昼食）12:00～（おやつ）15:00～（夕食）17:30～

（3）入浴　週 2 回、行います。体調等により清拭で対応する場合があります。

（4）介護　介護支援専門員が立てる施設サービス計画にもとづいて、食事・入浴・排泄・口腔清潔・更衣等の介助を行います。

（5）機能訓練　機能訓練指導員により心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

（6）健康管理　医師や看護職員が健康管理を行います。

（7）各種活動　季節の行事やクラブ活動、喫茶店、外出行事等

（8）送迎　送迎可能な地域（住吉区・東住吉区・住之江区・阿倍野区）において実施します。

５．ご利用料金について

（１）介護保険給付対象内サービス（日額）※介護保険の給付の対象となるサービスです

利用者の要介護度		要介護度１	要介護度２	要介護度３	要介護度４	要介護度５
サービス内容略称 （ 個室の場合 ）		併設短期生活 Ⅰ１	併設短期生活 Ⅰ２	併設短期生活 Ⅰ３	併設短期生活 Ⅰ４	併設短期生活 Ⅰ５
①	サービス利用料金	6,560 円	7,311 円	8,105 円	8,867 円	9,617 円
②	うち、保険から給付される金額	5,904 円	6,579 円	7,294 円	7,980 円	8,655 円
③	利用者負担（①－②）	656 円	732 円	811 円	887 円	962 円
	※利用者負担２割の場合	1,312 円	1,463 円	1,621 円	1,774 円	1,924 円
サービス内容略称 （ 多床室の場合 ）		併設短期生活 ⅠⅠ１	併設短期生活 ⅠⅠ２	併設短期生活 ⅠⅠ３	併設短期生活 ⅠⅠ４	併設短期生活 ⅠⅠ５
①	サービス利用料金	6, 560 円	7, 311 円	8, 105 円	8, 867 円	9, 617 円
②	うち、保険から給付される金額	5, 904 円	6, 579 円	7, 294 円	7, 980 円	8, 655 円
③	利用者負担（①－②）	656 円	732 円	811 円	887 円	962 円
	※利用者負担２割の場合	1, 312 円	1, 463 円	1, 621 円	1, 774 円	1, 924 円

要介護度に係らず、上記以外に加算される利用者負担（日額・月額）は、下記のとおりです。

	サービス内容略称	送迎加算	サービス提供体制加算Ⅱ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	療養食加算（１食）	生産性向上推進体制加算Ⅱ（月額）	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ
①	サービス利用料金	2,001 円	195 円	43 円	141 円	87 円	108 円	合計単位数 ×17.6%
②	保険から給付される金額	1,800 円	175 円	38 円	126 円	78 円	97 円	
③	利用者負担（①－②）	201 円	20 円	5 円	15 円	9 円	11 円	
	※利用者負担２割の場合	401 円	39 円	9 円	29 円	18 円	22 円	

※ 送迎加算の利用者負担は、送迎を実施した場合、片道につき、ご負担頂きます。

※ 療養食加算の利用者負担は、医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合、ご負担頂きます。

（２）介護保険給付対象外サービス（日額）※介護保険の給付の対象とならないサービスです

名称	滞在費（個室）	滞在費（多床室）	食費			おやつ	喫茶利用料（飲み物）	喫茶利用料（お菓子）
料金	1, 231 円/日	915 円/日	朝食 385 円	昼食 610 円	夕食 550 円	60 円/日	100 円/杯	実費

※ 喫茶利用料は消費税を含む金額です。

（３）その他の費用

利用中、（１）・（２）記載の費用以外に医療機関（併設の診療所を含む）を受診した場合には医療費の一部負担金が必要となります。又、訪問理美容業者による理美容サービスを利用された場合には理美容代（実費）が必要となります。

（４）利用者負担段階とご利用料金の負担軽減

上記（１）の利用者負担と（２）の滞在費及び食費については、所得等に応じて負担の上限額が定められています。

段階	住民税	所得の状況等		預貯金等の要件※	利用者負担上限額（月額）	居住費（日額）個室	居住費（日額）多床室	食費（日額）
1	非課税世帯	生活保護受給者等		単身 1,000 万円以下 夫婦 2,000 万円以下	15,000 円/世帯	380 円	0 円	300 円
2	非課税世帯	合計所得金額＋公的年金収入額	82.65 万円以下	単身 650 万円以下 夫婦 1,650 万円以下	15,000 円/個人 24,600 円/世帯	480 円	430 円	600 円
3-①	非課税世帯	合計所得金額＋公的年金収入額	82.65 万円超～120 万円以下	単身 550 万円以下 夫婦 1,550 万円以下	24,600 円/世帯	880 円	430 円	1,030 円
3-②	非課税世帯	合計所得金額＋公的年金収入額	120 万円超	単身 500 万円以下 夫婦 1,500 万円以下	24,600 円/世帯	980 円	530 円	1,360 円
4	課税世帯	年収	約 770 万円未満		44,000 円/世帯	1,231 円	915 円	1,545 円
			約 770 万円以上～約 1,160 万円未満		93,000 円/世帯			
			約 1,160 万円以上		140,100 円/世帯			

※ 預貯金等の要件に該当しない場合、居住費・食費の減額認定を受けることができません。

６．ご利用料金のお支払い方法

退所の送迎が実施される場合、ご自宅到着時に担当者より請求いたします。現金にてお支払い下さい。

※ 上記以外の場合は、退所時もしくは退所後に、当苑事務所窓口で、現金にてお支払い下さい。

※ 介護保険負担限度額認定証・介護保険負担割合証の交付を受けている方は、担当者に提示して下さい。

７．施設利用にあたっての留意事項

面会時間	月～土 10:00～11:30 / 13:00～17:00（2 時間以内）	所持品の持ち込み	一定量に制限します。
外出と外泊	事前に届出して下さい。	設備・器具の利用	事前にお申出下さい。
施設外の受診	事前に相談して下さい。	喫煙	施設内は全館禁煙です。
金銭・貴重品の管理	利用者の責任で管理して下さい。	政治・宗教活動	禁止します。

８．契約手続及びサービスの予約方法

所定の手続、必要に応じて診断書等を提出頂いた後、契約を締結します。契約締結後は担当の介護支援専門員の方を通じて、ご予約下さい。居室に空きがあれば、ご利用頂けます。

※ ご予約の前に担当の介護支援専門員の方とご相談下さい。

※ 契約締結後においても、利用者の心身の状況に応じて、診断書等の提出を求める場合があります。

９．解約手続

- 利用者が他の介護保険施設に入所された場合
- 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合
- 介護保険被保険者の資格を喪失された場合
- 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払われない場合
- 利用者が、事業者やサービス従事者又は他の利用者に対して契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 伝染性疾患等により他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、治療が必要で、ホームでの援助が著しく困難と考えられる場合
- 利用者の行動が他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを予防できない場合
- やむを得ない事情により事業所を閉鎖又は縮小する場合
- 利用者は、前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。
- 事業者は、利用者の体調が良好でなく事業所での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。
- 利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。
- 契約が解約された場合、短期入所生活介護は終了となります。

１０．緊急時及び事故発生時の対応方法

利用者の容体の変化や、事故の発生等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、あらかじめ届けられた連絡先に速やかに連絡いたします。

１１．事故時の市町村への報告

利用者が利用期間中に事故の発生により入院した場合、もしくは、それに準ずるような重大な事故が発生した場合、利用者の加入する介護保険の保険者（市町村）、家族及び居宅介護支援事業者に、その内容等について事故の報告をいたします。

１２．利用中の医療の提供について（協力医療機関）

医療を必要とする場合、利用者の希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。又、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

名称	医療法人錦秀会 阪和病院	医療法人慈心会 あびこ病院	医療法人修成会 まつうら歯科･こども歯科
所在地	〒558-0041 大阪市住吉区南住吉 3-5-15	〒558-0013 大阪市住吉区我孫子 3-3-24	〒558-0014 大阪市住吉区我孫子 3-2-5
電話番号	06-6692-1181	06-6691-1155	06-6698-6480
診療科目	内科､リハビリテーション科､放射線科	内科､外科､整形外科等､救急指定	歯科

１３．損害賠償について

当苑において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

１４．非常災害対策

非常災害時の対応	別途定める「消防計画」により対応	防災設備	スプリンクラー・消火器・排煙装置
防災訓練	夜間想定を含め年 2 回以上実施		自動火災報知器・非常通報装置
防火管理者	事務長　原田　洋平		誘導灯・防火扉・自家発電設備　等

１５．身体拘束の原則禁止

当苑では、原則、身体的拘束は行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

１６．虐待防止について

（１）虐待防止に関する責任者を選定しています。《虐待防止に関する責任者》施設長 西村 敏
（２）成年後見制度の利用を支援します。
（３）虐待等に関する苦情体制を整備しています。
（４）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

１７．カスタマーハラスメント等への対応方針

当苑では、職員が安全かつ適切に業務を行える環境を確保するため、職員に対するハラスメント行為を禁止しています。

（１）対象となる主な行為 … 次のような行為は、ハラスメント行為に該当する場合があります。

- 暴力、暴言、威嚇、脅迫、侮辱、セクシュアルハラスメント
- 過剰もしくは不合理な要求（契約外サービスの強要、過度な謝罪要求等）
- 合理的範囲を超える時間的・場所的拘束（事務所営業時間外における長時間の電話相談や、夜間の業務に支障が出るような頻回な電話相談などを含みます）
- 無断撮影・録音、インターネット・ＳＮＳ等への誹謗中傷や個人情報の書き込み
- その他、職員の業務を著しく妨げる迷惑行為

（２）発生時の対応

① ハラスメント行為が確認された場合、口頭または書面により行為の中止・是正を求めます。
② 前項の要請に応じない場合、または職員の生命・身体の安全に重大な危害が及ぶおそれがある緊急の場合は、サービスの提供を一時停止し、または契約を解約することがあります。悪質な場合には、警察等の関係機関に相談・通報することがあります。

１８．サービス内容に関する相談と苦情

（１）利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口と担当者

苦情受付担当①	生活相談員　塚原　聖史	ＴＥＬ	06-6606-3100	ＦＡＸ	06-6606-5858
苦情受付担当②	生活相談員　岸　勝也	住所	〒558-0011　大阪市住吉区苅田 5 丁目 16 番 10 号		
苦情解決責任者	施設長　西村　敏	受付時間	午前 9 時～午後 6 時（土・日・祝日を除く）		

（２）円滑、迅速に苦情を解決するための体制と手順

① 苦情又は相談があった場合、状況を詳細に把握するよう、状況の聞き取り等を実施し、事情の確認を行います。
② 苦情受付担当者は、把握した状況を苦情解決責任者と検討を行い、対応を決定します。
③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果
④ 報告を行います（結果報告に時間を要する場合は、その旨を利用者へ連絡します）。

（３）匿名の苦情への対応するための体制と手順

① 意見箱を設置します。　② 事業報告書に記載して対応結果を公表します。

（４）行政等関係機関の苦情の受付

名称	大阪市住吉区役所介護保険係	大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室	大阪市福祉局高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ）
所在地	〒558-8501 大阪市住吉区南住吉 3-15-19	〒580-0028 大阪市中央区常磐町 1-3-8	〒541-0055 大阪市中央区船場中央 3-1-7-331
TEL/FAX	06-6694-9859 / 06-6692-5535	06-6949-5418 / 06-6949-5417	06-6241-6310 / 06-6241-6608
受付時間	午前 9:00～午後 5:30（土・日・祝日を除く）	午前 9:00～午後 5:00（土・日・祝日を除く）	午前 9:00～午後 5:00（土・日・祝日を除く）

※ 当苑において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し、対処します。

１９．第三者評価実施状況

当苑は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。